

相続税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 物納の許可限度額は、延納の許可限度額から延納による納付可能額を控除した額に延納期間が終了した日以後における3月分に相当する生活費と当面必要な運転資金の額とを合計した額を合算した額とすることとする。(第17条、第25条の7 関係)
- 2 この政令は、令和7年4月1日から施行することとする。(附則第1項関係)